

# 日本病院前救急救命学会 平成 27 年度事業計画

(自:平成 27 年 4 月 1 日～至:平成 28 年 3 月 31 日)

平成 27 年 3 月 9 日

日本病院前救急救命学会会則(以下「会則」という。)第3条に規定する目的を達成するために行う、会則第4条第1項から第6項までの事業について、以下を平成 27 年度の事業計画とする。

## 1 学術集会の開催(会則第4条第1項及び第19条)

日本病院前救急救命学会の第一回学術集会を日本臨床救急医学会総会・学術集会のジョイントセッションとして企画し、次のとおり行う。

(1) 日時:平成 27 年 6 月 6 日(土)14 時 00 分から 17 時 00 分まで

(2) 場所:富山県民会館 701 号室

〒930-0006 富山県富山市新総曲輪 4 番 18 号

(3) 内容:日本病院前救急救命学会 ワークショップ

テーマ:仮称「病院前救急救命学の確立に何を期待するか？」

## 2 調査・研究事業及び教育と普及・啓発(会則第4条第2項、第3項)

(1) 年間を通して症例検討会、教育講演会等を可能な限り積極的に複数回開催する。

(2) 本学会の研究活動に関する将来構想について検討を進める。

## 3 国内外における関係諸団体との交流(会則第4条第4項)

関係各機関、諸団体との交流を行う。

## 4 会員相互の情報交換及び機関誌の刊行(会則第4条第5項)

(1) メーリングリスト及びホームページの会員専用ページ並びにフェイスブックを活用し、会員相互の情報交換を推進する。

(2) 将来の機関誌の刊行に向けて、出版社と準機関誌の発刊などの協議を行う。

(3) 出版社からの依頼に基づく、救急救命士関連の出版物への編集協力(受託)を行う。

なお、必要に応じ正会員等から協力者を募集する。

## 5 その他の必要な事業(会則第4条第6項)

(1) 平成 27 年度中を目標に、事務局の委託について関係機関との協議を継続する。

(2) 平成 30 年度までに、当学会を法人化するための検討及び作業を行う。

(3) 事業計画の各事業の遂行にあたり、必要に応じ会則第 20 条に基づく委員会を設置する。

(4) 必要に応じ、スカイプを利用した Web 会議(役員会、評議員会)を開催する。

以上、会長 坂田 武